

帯広市企業立地促進条例の一部改正について
帯広市企業立地促進条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市企業立地促進条例の一部を改正する条例

帯広市企業立地促進条例（昭和 61 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「2,000 万円以上で」を「2,000 万円を超え」に改め、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「2,000 万円以上」を「2,000 万円」に、「1,000 万円以上で」を「1,000 万円を超え」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「2,000 万円以上で」を「2,000 万円を超え」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「2,000 万円以上で」を「2,000 万円を超え」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 工場等（新設するものに限る。）であって、その投資額が 2,000 万円を超え、かつ、新設した者から当該工場等を借り受けた者の雇用者の増加数が 5 人以上のもの

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 5 号」を「第 6 号」に、「第 6 号」を「第 7 号」に、「第 4 号」を「第 5 号」に改め、同項第 1 号中「次号及び第 4 号」を「第 3 号及び第 5 号」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「前条第 1 項第 5 号」を「前条第 1 項第 6 号」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「前条第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 5 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「前条第 1 項第 3 号」を「前条第 1 項第 4 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「前条第 1 項第 2 号」を「前条第 1 項第 3 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 前条第 1 項第 2 号の工場等に係る場合 当該工場に係る投資額の 100 分の 4 に相当する額（その額が 1 億 5,000 万円を超えるときは、1 億 5,000 万円）

第 4 条第 2 項中「前条第 1 項第 1 号の工場等、第 2 号の工場等又は第 3 号の工場、リサイクル工場若しくは植物工場」を「前条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する工場等」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第 3 項中「前条第 1 項第 1 号の工場等、第 2 号の工場等又は第 3 号の工場、リサイクル工場若しくは植物工場」を「前条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する工場等」に改め、同条第 11 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 10 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 9 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 8 項を同条第 10 項とし、同条第 7 項第 1 号中「第 1 項第 2 号又は第 3 号（前条第 1 項第 2 号の）」を「第 1 項第 3 号又は第 4 号（」に改め、同項第 2 号中「第

1項第4号」を「第1項第5号」に改め、同項第3号中「第1項第2号又は第4号」を「第1項第3号又は第5号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「前条第1項第3号」を「前条第1項第4号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前条第1項第3号」を「前条第1項第4号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 前条第1項第3号又は第4号に該当する工場等を増設する者が、生産性の向上に取り組む者として規則に定める要件に該当する場合は、これらの工場等に係る投資額の100分の1に相当する額以内の補助金を加算して交付することができる。

5 第1項第1号から第4号までの規定により算出した額（工場等の新設又は増設に伴う雇用の数により算出した額を除く。）と第2項及び第4項の規定により算出した額との合計額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超えることはできない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号の工場等 1億5,000万円
- (2) 前条第1項第3号の工場等 1億円
- (3) 前条第1項第4号の工場、リサイクル工場又は植物工場 1億円

第6条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) その他市長が指定事業者又は助成を受ける者としてふさわしくないと認めたとき。
第6条第2項に次の1号を加える。

(6) その他市長が指定事業者又は課税免除を受ける者としてふさわしくないと認めたとき。
第7条中「第3項」を「第4項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

	日本標準産業分類における大分類
1	農業、林業
2	製造業
3	電気・ガス・熱供給・水道業
4	情報通信業
5	運輸業、郵便業
6	卸売業、小売業
7	学術研究、専門・技術サービス業
8	宿泊業、飲食サービス業
9	生活関連サービス業、娯楽業
10	サービス業（他に分類されないもの）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広市企業立地促進条例の規定に基づく助成の措置及び課税の免除は、この条例の施行の日以後に改正後の第3条の規定により指定する者について適用し、同日前に改正前の同条の規定により指定した者については、なお従前の例による。

(説 明)

助成の措置の対象等について、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。